

遺贈寄附をお考えの皆様へ

「自分の死後、財産を牧之原市のために役立ててほしい」というご意思にお応えするため、牧之原市では、遺贈による寄附を承っております。
いただいた寄附につきましては、牧之原市の様々な事業や活動に活用させていただきます。

◆ 遺贈寄附とは

遺言により、ご自身の預貯金の一部または全てを、ゆかりのある自治体や団体に贈与することを「遺贈寄附」といいます。

相続人のいない財産は国庫に入ってしまうほか、相続人がいる場合でも預貯金の一部または全てを相続することなく、遺言を作成することで、ご自身の役立ててほしい分野にお金を遺すことができます。

◆ 遺贈寄附の使い道

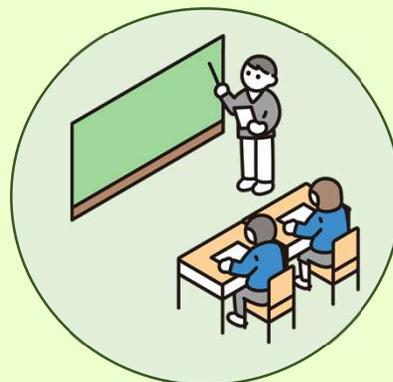
寄附者のご意思を尊重し、以下の事業などに活用させていただきます。



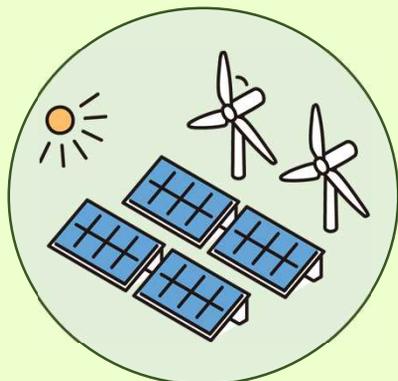
子育て



福祉



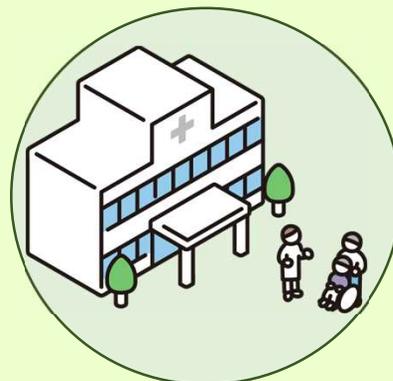
教育



環境

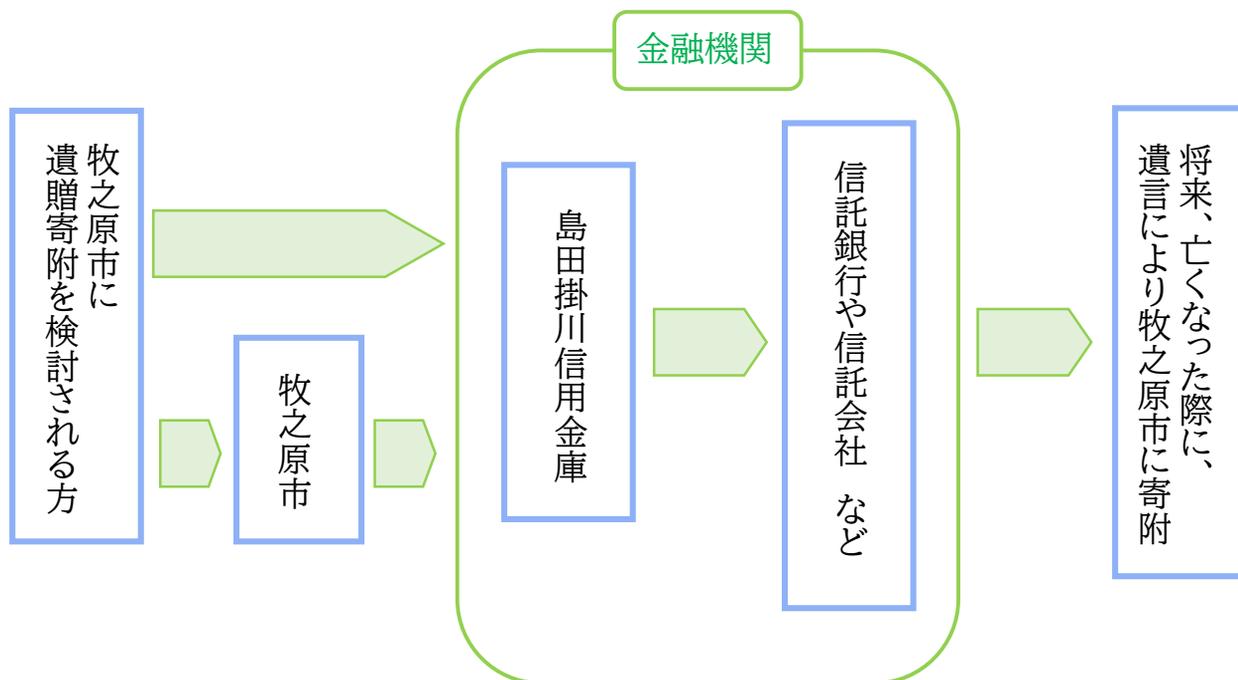


防災



医療

◆ 遺贈寄附の流れ



◆ 牧之原市提携先金融機関について

寄附をするための遺言の作成には、専門的な知識が必要となります。

金融機関の遺言信託を利用することで、契約に応じて費用が生じますが、専門家による助言や相続の執行が可能となります。

牧之原市との遺贈については、以下の金融機関との提携により、初回のご相談が無料で受けられますので、是非ご活用ください。

【お問い合わせ】



島田掛川信用金庫

相良支店 ☎0548-52-1322 榛原支店 ☎0548-22-1155
牧の原支店 ☎0548-27-2244 榛原東支店 ☎0548-23-0330

平日：9時～17時まで ※榛原東支店は11時30分から1時間昼休業
(土日祝及び12月31日～1月3日を除く)